

中標津町都市計画マスタープラン進行管理について

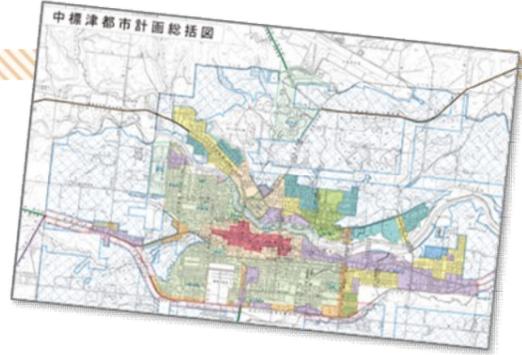
第1期計画で、都市マスに位置付けた「総合計画連動構想」と「地域別街づくり構想」の施策・事業の実施項目ごとの達成状況等を検証しながら計画の進行管理を行うとともに、年度ごとの検証の結果に応じ、進行管理表を更新し、施策・事業の進捗状況をホームページにて公表しております。

今後においても、総合計画の実施計画及び事務事業評価と連動させながら、計画の進行管理を行ってまいります。

中標津都市計画総括図の販売について

中標津都市計画総括図等は、都市計画・景観係の窓口にて、販売を行っております。図面の種類、料金など、詳しくはホームページをご覧ください。

なお、町のホームページでは、地番図や洪水・土砂災害ハザードマップをGIS形式で公開しています。



国土利用計画法（国土法）の届出について

- 一定規模以上の土地の売買等の契約を締結した場合、国土利用計画法（昭和49年6月25日法律第92号）第23条第1項に基づく届出が必要となります。
- 令和7年7月1日より届出様式が変更となり、電子メールでの提出も可能となりました。

国土法の届出条件			提出書類
国土法の届出が必要な区域	都市計画区域	都市計画区域外	
売買面積	5,000㎡以上	10,000㎡以上	<ul style="list-style-type: none"> 土地売買等届出書 土地売買契約書の写し 周辺状況図(縮尺5千分の1程度) 土地形状図(縮尺5百分の1から2千分の1程度、公図、測量図等) 委任状(※代理人が届出する場合)
※上表の土地を単独又は一団で買った場合、国土法の届出が必要です			

- 売買契約の日を起点として、2週間以内に届出が必要です。
- 国土法についての問い合わせ先
 - ▶ 中標津町建設水道部都市住宅課都市計画・景観係（提出先）
 - ▶ 北海道根室振興局地域政策部地域政策課

空家等の適切な管理のお願い



特定空家
適切な管理が行われていない「空家等」が防災・防犯・衛生・景観など地域生活環境に影響を及ぼし、全国で大きな社会問題となっております。空き家が原因で周囲の家屋や通行人に被害を及ぼした場合は、管理責任が問われることがあります。問題が大きくなる前にお早めの対策をお願いいたします。空き家に関するご相談は、都市計画・景観係で承っております。お気軽にご相談ください。

都市マスの情報は都市マス通信のほか、町のHP・Facebookページでも発信しています！興味のある方は、ぜひチェックしてください。



町ホームページ



Facebookページ

問い合わせ：中標津町 建設水道部 都市住宅課 都市計画・景観係 TEL：0153-74-0965（直通）

都市マス 環境首都 なかしべつ 通信

2026.3
第23号

発行：中標津町 建設水道部
都市住宅課 都市計画・景観係

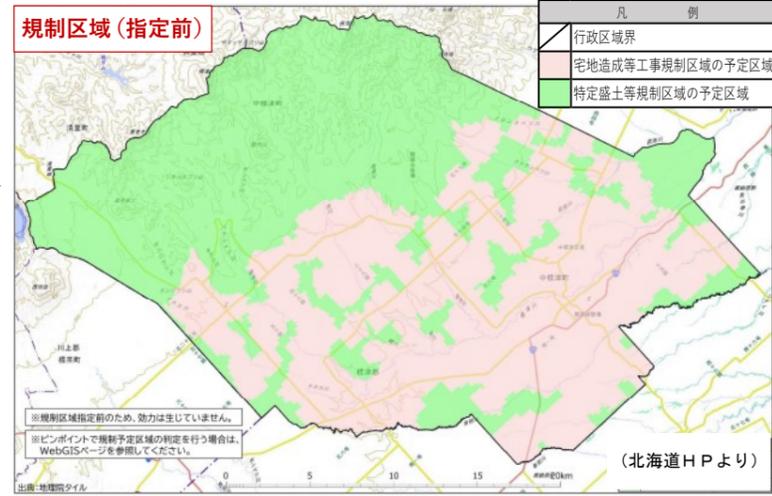
令和8年7月1日より盛土規制法に基づく規制が開始されます！

盛土規制法について

令和3年に熱海市で発生した土石流の甚大な被害を受け、盛土等を行う土地の用途や目的に関わらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）が令和5年5月から施行されています。

北海道内の規制状況について

北海道内においては、令和7年4月1日より14市町で規制が開始されており、令和8年7月1日より中標津町を含めた54市町村が新たに規制開始となる予定です。北海道では令和10年度までに道内全市町村の規制の完了を予定しております。



お問い合わせ先

盛土規制法に基づく規制は北海道が行います。許可申請や届出、相談等につきましては、右記北海道の担当までお願いいたします。

北海道 建設部 まちづくり局 都市計画課 宅地係
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL：011-231-4111
mail：kensetsu.tokei1@pref.hokkaido.lg.jp



北海道HPリンク

規制対象となる行為

- ✓ 規制開始後に、右図に示す一定規模以上の盛土や土石の一時堆積等といった行為を行う場合には、あらかじめ「**北海道知事の許可**」または「**届出**」が必要となります。
- ✓ 規制開始時に既に工事中の盛土等行為については、工事主が規制開始日から**21日以内(令和8年7月22日まで)**に届出が必要となります。

- ※一部適用除外となる行為もあります。詳しくは北海道HP等をご確認ください。

区域	行為	要件	許可
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更(盛土切土)	①盛土で高さが1m超の崖(※1)を生ずるもの	許可
		②切土で高さが2m超の崖(※1)を生ずるもの	許可
一時的な土石の堆積	要件	③盛土と切土を同時に行い高さが2m超の崖(※1)を生ずるもの(※2)	許可
		④盛土で高さが2m超となるもの(※2)	許可
特定盛土等規制区域	土地の形質の変更(盛土切土)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの(※2・※3)	届出 または 許可
		⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの	届出 または 許可
一時的な土石の堆積	要件	⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの(※3)	届出 または 許可
		⑧最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が1,500㎡超となるもの	届出 または 許可

※1 「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。
 ※2 ①及び②の条件に該当するものを除きます。
 ※3 造成高(堆積高)が30cm以内のものを除きます。

私たちのまちの “ツボ” マップ

「私たちのまちの“ツボマップ”」は身近でまちの大切な場所(=まちの“ツボ”)を町民、企業、団体、行政の協働により魅力的な場所・暮らしやすいまちに変えていこうとする作戦マップです。

第7期中標津町総合計画と連動しながら取り組みを実践・検証し、状況の変化に合わせて柔軟に計画を見直しながらか進めていきます。総合計画の事業のうち、ツボを刺激する取り組みとしてどのようなことが行われているのか、実際に行われている取り組みの一部をマップに「見える化」しました。身近なツボを刺激してまちをイキキさせたいきましょう。

ツボ6 「広域交流拠点 (中標津空港など)」

空港利用促進対策事業

大学交流推進事業

根室管内教育旅行

中標津空港

じゃがいも伯爵まつり
&ふれあい広場

公営住宅建設事業(東中団地)

家庭菜園造成事業

まちの“ツボ”って…?
私たちの身体にある“ツボ”と同じように、そこを刺激するとまちがイキキするような場所のことを指しています。

ツボ2 「身近な地域の拠点」

緑ヶ丘森林公園キャンプ場
利用促進事業

ツボ3 「公園・公共施設」

中標津町運動公園

スポーツ合宿等誘致推進事業

郷土館等運営事業

多文化共生推進事業

地域防災力向上事業

空家等対策事業

遊具更新

家庭菜園

シルバー人材センター
運営事業補助

はしご酒開催補助

空き地空き店舗等活用

観光協会補助事業

ツボ1 「まちなか」

地域まちづくり補助事業

まちなか賑わい秋の陣

なかしべつ夏祭り・冬まつり

街路灯維持

公営住宅管理事業

テレワーク誘致事業補助

旬の食材活用推進事業

なかつぶ

交通センター

しるべつと広場

じどうかん祭

児童館運営管理事業

遊具更新

ツボ7 「計根別」

計根別地区

正美公園

計根別学園

中標津幼稚園

中標津
農業高校

交流センター
えみふる

計根別地域振興補助事業

景観形成推進事業

計根別地域保育事業

ツボ4 「歴史文化資産 (伝成館など)」

総合福祉センター運営管理費

中標津高等学校

総合福祉センター

町立病院

東武サウスヒルズ

伝成館

旧北海道農事試験場根室支場
庁舎保存管理事業

文化遺産を活かした
まちづくり推進事業

東小学校

広陵中学校

旭ヶ丘ふれあい公園

フレスポ中標津

ツボ5 「公共交通」

代替バス運行費補助事業

地域公共交通計画推進事業

町有バス運行経費(俣落線・武佐線・養老牛線)

生活交通路線維持費補助(中標津市内循環線・釧路～標津線)